

施設の使用制限の要請等について

(新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく措置)

1. 4月7日決定した大阪府緊急事態措置の概要

※第11回対策本部会議において決定

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 令和2年4月7日から令和2年5月6日
- ③ 実施内容
新型インフルエンザ特措法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。
 - 外出自粛の要請（特措法第45条第1項）
府民に対し、医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。
 - イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）
イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

2. 現状分析・評価

① 府内の感染者の状況

- ・ 4月9日の陽性者数は、過去最高の92名。前日の8日に比べ、急激に増加。
- ・ 4月10日（土）、11日（日）の陽性者数（70名、45名）は、1週間前（35名、21名）と比べ倍増。
- ・ 感染源不明の患者も増加。

② 緊急事態宣言前後における人口変動の状況

緊急事態宣言直前との比較では、梅田・難波とも、国の目標である「最低7割、極力8割」の減少が達成できていない。

③ 現状等についての専門家の意見

【P】 使用制限等は要請すべき。使用制限を要請しない施設についても、感染拡大防止策の徹底を行うべき。

⇒ こうした状況を総合的に判断した結果、従来の「外出自粛の要請」と「イベントの開催自粛の要請」だけでは、国の基本的対処方針で示されている「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」という目標の達成が現状の取り組みでは困難な状況。
このままでは、オーバーシュート（感染爆発）の危険性があることから、新たに「施設の使用制限の要請」等を行う。

3. 新たに追加する措置（施設の使用制限の要請等）

①期間 令和2年4月14日～5月6日

②実施内容

1 基本的に休止を要請しない施設【社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等】
⇒適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項）

2 基本的に休止を要請する施設

(1) -1 特措法による要請を行う施設【遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、文教施設】
⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）

(1) -2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）

【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】

⇒施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

⇒応じない場合、特措法第45条第2項・第3項による個別の要請・指示も検討（施設名を公表）

(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

【大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設】

⇒特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼

4. 実施内容

1 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請（特措法第24条第9項） (1) 社会生活を維持する上で必要な施設

	施設の種類
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販賣施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む。） <small>※但し、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）</small>
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、質屋、獣医、美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月7日改正）を踏まえた整理

(2) 社会福祉施設等

	施設の種類
社会福祉施設等	保育所、学童クラブ、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 <small>⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）</small>

2 基本的に休止を要請する施設

(1) -1 特措法による要請を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、 ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、 個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	施設の使用制限等の要請 (特措法第24条第9項) ⇒応じない場合、 特措法第45条第2項・第3項による 個別の要請・指示も検討 (施設名を公表)
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボートリング場、スポーツクラブなどの運動施設、 マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等	
⑤文教施設	学校 (大学等を除く。)	

(1) - 2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）

施設の種類の	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	施設の使用制限等の要請 （特措法第24条第9項） ⇒応じない場合、 特措法第45条第2項・第3項による 個別の要請・指示も検討 （施設名を公表）
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	

(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

施設の種類の	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業	特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼 ⇒床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止要請（休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業	

今回要請する施設使用制限の対象

施設の種類	具体的施設	床面積1,000㎡超	床面積1,000㎡以下
遊興施設	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、ライブハウス等	対象 (今回は特措法第24条第9項に基づく要請)	対象 (今回は特措法第24条第9項に基づく要請)
劇場等	劇場、映画館		
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	対象 (今回は特措法第24条第9項に基づく要請)	対象 (今回は特措法第24条第9項に基づく要請)
運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等		
文教施設	学校（大学等を除く。）	対象 (今回は特措法第24条第9項に基づく要請)	対象 (今回は特措法第24条第9項に基づく要請)
大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等		
博物館等	博物館、図書館	対象 (今回は特措法第24条第9項に基づく要請)	対象 (今回は特措法第24条第9項に基づく要請)
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）		
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスの営む店舗	対象 (今回は特措法第24条第9項に基づく要請)	対象 (今回は特措法第24条第9項に基づく要請)

食事提供施設…飲食店（居酒屋を含む）

※営業時間については、午前5時～午後8時までの営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請

新型コロナウイルス等対策特別措置法及び施行令

第二十四条

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型コロナウイルス等対策の実施に關し必要な協力の要請をすることができる。

第四十五条 特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等緊急事態において、新型コロナウイルス等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型コロナウイルス等の潜伏期間及び治療までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居室又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型コロナウイルス等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等緊急事態において、新型コロナウイルス等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があるときは、新型コロナウイルス等の潜伏期間及び治療までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。））、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずることができ、

施行令

（使用の制限等の要請の対象となる施設）

第十一条 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十三号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

- 一 学校（第三号に掲げるものを除く。）
- 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所に供する部分に限る。）
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五十二条第一項に規定する高等課程を除く。））、同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 五 集会場又は公会堂
- 六 展示場
- 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- 八 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- 九 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 キャパレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- 十四 第三号から前号までに掲げる施設であつて、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないものうち、新型コロナウイルス等緊急事態において、新型コロナウイルス等緊急事態の発生状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型コロナウイルス等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

2 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に關する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならぬ。